第二種奨学金貸与期間延長(最高学年の学生対象)

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており、貸与終了予定が令和4年度中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消しを受けたこと又は就職先が決まらないこと等の理由で卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性がある方は、貸与期間を最大 1 年延長できます。希望する方は学生支援課で申請書類を提出してください。

申請書類配布期間

2023年1月4日(水)から2023年1月11日(水)まで

対象者

学部及び大学院に在学する正規生 ※留学生、留年生、科目等履修生、研究生は除く

要件

- (1) 令和 4 年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けていること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった

必要書類

第二種奨学金貸与期間延長願

※人的保証を選択している方は、連帯保証人及び保証人の実印と印鑑登録証明書が必要

申請書類提出締切日

2023年1月12日(木)17:00必着